

平成 27 年 12 月 2 日
総務省 九州管区行政評価局

ハローワークでの育児休業給付金の支給対象期間の延長手続等の改善

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答 —

総務省九州管区行政評価局(局長 ^{つのたゆういち}角田 祐一)は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮り、その意見を踏まえ、平成 27 年 10 月 22 日に、厚生労働省福岡労働局にあっせんを行いました。

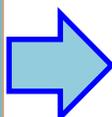
当局のあっせんに対して、11 月 24 日、同労働局から、改善措置を講じた旨の回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

育児休業給付金の支給対象期間の延長について、ハローワークに相談したところ、福岡市に申し込んだ保育所の利用開始希望日が子の 1 歳の誕生日後となっていることを理由に認められなかった。当該日付だけを形式的な判断材料として、延長を認めてくれないことには納得がいかない。

【福岡労働局に対するあっせん要旨】

- 1 ハローワークに対し、支給対象期間の延長に係る適正な取扱いが行われるよう、保育所の利用開始希望日が子の 1 歳の誕生日後の日付となっている場合、市町村にその理由等を確認するなどの措置を講ずるよう指導するとともに、担当者に対する研修会等を通じ、その適正な取扱いの徹底を図ること。
- 2 ハローワークが事業主(事務担当者)を経由して被保険者に配布している制度案内のチラシの記載内容について、分かりやすい記述とすること。
- 3 事業主(事務担当者)に対し、支給申請手続の機会等を通じ、支給対象期間を延長できる場合の要件について、再度、周知の徹底を図ること。



【福岡労働局の回答要旨】

- 1 育児休業給付金の支給対象期間の延長に係る適正な取扱いについては、各公共職業安定所に対し、育児休業給付金制度の趣旨に照らし申請者への確認とともに、各市町村への入所希望日の照会・申込み時の状況確認等、柔軟で適正な取扱いの徹底を図るよう文書により指導した。
また、担当者に対しては「労働保険及び労働保険事務組合業務研修」において、申請者への案内・説明等を十分に行うよう窓口での対応等について指導を行った。今後、開催予定の雇用保険関係の会議等においても適正な取扱いについて指導を行う予定。
- 2 ハローワークが事業主(事務担当者)を経由して被保険者に配付しているチラシについては、リーフレットを新たに作成し、支給対象期間の延長要件について、分かりやすい記載内容に改善した。
- 3 支給対象期間の延長制度の周知については、初回申請時のみでなく、毎回(2 か月ごと)の申請時に事業主(事務担当者)に対して、支給対象期間を延長できる場合の要件について、繰り返し周知徹底を図ることとした。

(参考)

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

【行政苦情救済推進会議の構成員】

石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授 (座長))
久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
池内 比呂子 (一般社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
浅野 秀樹 (弁護士)
井上 裕之 (西日本新聞社論説委員長)
三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

担当: 首席行政相談官 えら 良 かずひろ 和宏
電話: 092-431-7136